

動物用生物学的製剤検定基準の一部を改正する件 新旧対照表

○動物用生物学的製剤検定基準（平成14年10月3日農林水産省告示第1568号）（抄）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
ワクチン（シードロット製剤）の部 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード） 動生剤基準の鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード）の3.5.4から <u>3.5.7</u> までに規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。	ワクチン（シードロット製剤）の部 鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード） 動生剤基準の鶏伝染性気管支炎生ワクチン（シード）の3.5.4から <u>3.5.8</u> までに規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。